

中京無通帳口座特約

1. (特約の適用・準用等)

- (1) この特約は、「中京無通帳口座」(以下、「無通帳口座」といいます。)に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は「中京総合口座規定」および「普通預金規定」の一部を構成するとともに、同規定と一体として取り扱われるものとします。
- (3) この特約に定めがない事項については「中京総合口座規定」、「普通預金規定」、「中京キャッシュカード規定」「中京ICキャッシュカード特約」「<中京>ダイレクトねっと版利用規定」「中京銀行アプリ残高照会利用規定」「中京キャッシュカード認証による窓口取引規定」など関連する規定(以下、「関連規定」といいます。)により取り扱います。
- (4) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、「関連規定」に従います。

2. (無通帳口座)

- (1) 無通帳口座は、通帳を発行しない個人のお客さま専用の普通預金口座(総合口座を含む)(以下、「普通預金口座」といいます。)をいいます。
- (2) 「普通預金口座」の開設にあたっては、当行所定の手続きにより通帳を発行されている「普通預金口座」(以下、「有通帳口座」といいます。)のほか、無通帳口座を選択することができます。
- (3) 無通帳口座のご利用にあたってはキャッシュカードの発行を必須とします。

3. (入出金明細の照会)

中京無通帳口座の入出金明細は、「<中京>ダイレクトねっと版(以下、「ねっと版」といいます。)または「中京銀行アプリ」等による、電子的方法にてお客さまご自身が照会することとし、定期的なお取引明細は発行しません。

4. (有通帳口座から無通帳口座への切替え)

- (1) お客さまは、有通帳口座から無通帳口座に切替えることができます。ただし、無通帳口座に切替する「普通預金口座」についてキャッシュカードが発行されていない場合は、お申込みいただくことができません(キャッシュカードの発行を無通帳口座への切替えと同時に手続きされた場合を除きます)。
- (2) 有通帳口座を無通帳口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は無通帳口座へ切替えた時点でご使用いただけなくなります。
- (3) 有通帳口座を無通帳口座へ切替えた時点で記帳されていない入出金明細は「ねっと版」、「中京銀行アプリ」等のご利用状況により確認できないことがあります。確認できない入出金明細は、窓口における当行所定の手続きにより確認できます。この場合は、当行所定の手数料をいただきます。

5. (無通帳口座から有通帳口座への切替え)

- (1) お客さまは、当行所定の手続きにより無通帳口座を有通帳口座に切替えることができます。この場合、当行所定の通帳発行手数料をいただきます。
- (2) 当行は、通帳発行手数料を関連規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出なしで当行所定の方法により無通帳口座から切替えられた有通帳口座から引落しすることができるものとします。

6. (預金の受入れ、払戻し、解約等)

- (1) 預金の受入れ、払戻し、解約する場合には、当行所定の書類に記入し、通帳の提出に代えて、キャッシュカードを提出してください。「中京キャッシュカード暗証による窓口取引規定」に基づき取扱います。
- (2) 預金の受入において、キャッシュカードの提出が無い場合、当行所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

7. (中京無通帳口座に係る「ねっと版」の解約・ご利用口座の削除)

- (1) 無通帳口座がご利用口座として登録されている「ねっと版」を解約、または無通帳口座をご利用口座から削除(以下、総称して「ねっと版解約等」といいます。)した場合は、「ねっと版」で当該預金口座の入出金明細を確認することができなくなりますので、「中京銀行アプリ」等の電子的方法をご利用いただくか、無通帳口座を有通帳口座へ切り替えうえで「ねっと版」の解約等を申込みしてください。
- (2) 無通帳口座であっても<中京>ダイレクトねっと版利用規定に定める当行からの解約・取引停止理由に該当する場合は、当行はお客さまに通知することなく「ねっと版」を解約・取引停止します。これにより確認できなくなった無通帳口座の入出金明細は、「中京銀行アプリ」あるいは窓口にて当行所定の手続により確認してください。窓口で確認する場合は、当行所定の手数料をいただきます。

8. (総合口座取引の取扱い)

中京無通帳口座は、当行所定の手続きにより、総合口座の普通預金口座として取り扱うことができます。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上